平成２４年（フ）第６７０号
仙台市泉区山の寺２丁目17番13号　リリーハイツ201
破産者　高橋　真澄
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７７４号
宮城県多賀城市高崎２丁目28番20号
破産者　曽我　浩二
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
栃木県佐野市堀米町166番地
破産者　小林　　博
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１５号
愛知県清須市土器野480番地１　グランアルファ203
破産者　ラ・プウペこと　阿部　祐市
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５６号
名古屋市名東区藤森１丁目61番地の１　三和荘103号
破産者　大河原　功
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８９号
名古屋市中村区亀島１丁目８番32号　ＧＫヴォーグコート503号
破産者　磯部　淳一
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５１号
名古屋市中村区稲西町186番地の２
破産者　武井　雅宏
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８４号
愛知県海部郡大治町大字馬島字大道東１番地　イーストハウスオーモン30Ｂ
破産者　水谷　利文
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３２号
名古屋市北区若葉通１丁目15番地の２　アマーレ若葉通1502号
破産者　ＧｒａｎｔことＲｕｓｈこと　浅井　健二
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２８号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番７棟109号、従前の住所大阪府枚方市田口山２丁目22番２―201号
破産者　清水　**隆**子（旧姓宇野）
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４３号
広島市中区十日市町２丁目２番34―1001号
破産者　三樹寿美鈴
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７号
長崎県諫早市堂崎町２番地　県住つばき棟406号、前住所長崎県佐世保市広田１丁目17番18号
破産者　折　　洋一
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル503、借入時の住所大分県国東市武蔵町古市620番地
破産者　神田　昌明
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６９号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル503、借入時の住所大分県国東市武蔵町古市620番地
破産者　神田セツ子
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５００号
北海道旭川市末広２条３丁目１番９号　第２東荘201号室
破産者　三浦　勝平
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０２号
北海道紋別市緑町１丁目４番10号
破産者　栃山　建一
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２１号
千葉県旭市江ケ崎1470番地　池の端住宅37
破産者　林　　一男
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県小野市菅田町730番地210、開始決定時の住所兵庫県小野市万勝寺町268番地の340
破産者　岡田　　貢
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第６４号
徳島県阿南市内原町櫛ケ谷68番地
破産者　花岡　安子
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部